

新規入会事業所向け


一般社団法人工業製品製造技能 人材機構への入会手続について

2025年6月25日

2026年5月27日改訂

申請から入会完了まで2~3か月程度

※不備がある場合は、さらに時間がかかることがあります。

STEP 01 

申請書類の準備

様式等入手し、作成する。
貴事業所が製造する製造品の情報をテンプレートに記載する。

- 申請する産業分類によって、必要書類が異なります。
- 書き方見本などをよく御確認ください。

詳細はP3~9へ

STEP 02 

JAIM入会申請

JAIMのWebページで手続をする。
特に年会費に係る中小割・団体割の適用有無を確認する。

- 準備ができたなら、JAIMのWebページから手続を行ってください。
- 口座振替書類の送付先等を決定してください。

詳細はP10~16へ

STEP 03 

年会費の支払

JAIMの年会費支払をする。
初年度分は銀行振込。
次年度以降に向けて口座振替手続も行う。

- 請求書がメールで送られます。請求書に従って、年会費の支払を行ってください。
- 別途郵送される口座振替書類の手続も行ってください(次年度以降の年会費分)。

詳細はP17~18へ

STEP 04 

完了

手続完了。
JAIM賛助会員名簿に掲載される。

- JAIMの賛助会員名簿に掲載されます。

詳細はP19へ

目次

| | |
|--------------------|--------|
| 1. 具体的な手続 | |
| 【STEP 01】 申請書類の準備 | ・・・P3 |
| 【STEP 02】 JAIM入会申請 | ・・・P10 |
| 【STEP 03】 年会費の支払 | ・・・P17 |
| 【STEP 04】 完了 | ・・・P19 |
| 2. よくある御質問 | ・・・P20 |
| 3. お問い合わせ先 | ・・・P23 |
| 4. (参考) 賛助会員の年会費 | ・・・P24 |

1. 具体的な手続


【STEP 01】 申請書類の準備(1_入手・作成)

- JAIMの新規入会手続に必要な書類(様式・テンプレート・書き方見本)を入手するために、①「賛助会員入会」から、②「様式・テンプレート・書き方見本」をクリックしてください。

| | 実施事項 | 備考 |
|---|---|----|
| 1 | <p>①「賛助会員入会」をクリック</p>  <p>(Webページの画面イメージ)</p>  <p>②「<u>様式・テンプレート・書き方見本</u>」をクリック</p> | |

【STEP 01】 申請書類の準備(1_入手・作成)

• 様式2・様式3・様式4・様式5をダウンロードし、証明書類を作成してください。

| | 実施事項 | 備考 |
|--------------|--|----|
| 1 (お申し込み) | <p>様式2・様式3・様式4・様式5をダウンロードしてください</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p>  <p>①特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現にむけた工業製品製造業 共通行動規範に係る誓約書</p> <p>様式2 行動規範に係る誓約書</p> <p>②反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書</p> <p>様式3 反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書</p> <p>③生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書</p> <p>様式4 生産性向上や国内人材確保のための取組に係る誓約書</p> <p>(様式5については、P8へ)</p> | |

- 次は、年会費額の確定に係る準備です。
- 年会費には、以下の2種類の割引制度があり、両方の利用が可能です。
 - ①中小企業割引、
 - ②正会員団体に所属する場合の割引
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。
- 適用を申告された場合に書類を確認いたします。
(申告がなく書類の提出もない場合は、事務局から確認のご連絡はいたしません。割引適用しない、を選択したものと判断いたします。)

| | 実施事項 | 備考 | | | | | | | | | |
|------|---|--------------|--------------|--------------|------|---------|---------|-----|---------|---------|--|
| 2 | <p>年会費の割引(中小企業割引・正会員団体に所属する場合の割引)を希望する場合は、それぞれの証跡を準備し、PDFにしてください。 割引を希望しない場合は不要です。</p> <p>①中小企業割引を希望する場合 →P7・8参照 ②正会員団体に所属する場合の割引を希望する場合 →P9参照</p> <p>※ 年会費額は以下のとおりです。ただし、入会初年度の年会費は入会月(JAIMにて貴事業所の入会審査が終了し、会費請求通知日が属する月)によって異なります。詳細は、賛助会員会費規程を御覧ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員団体に所属する場合</th> <th>正会員団体に未所属の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業</td> <td>60,000円</td> <td>63,000円</td> </tr> <tr> <td>大企業</td> <td>80,000円</td> <td>83,000円</td> </tr> </tbody> </table> | | 正会員団体に所属する場合 | 正会員団体に未所属の場合 | 中小企業 | 60,000円 | 63,000円 | 大企業 | 80,000円 | 83,000円 | |
| | 正会員団体に所属する場合 | 正会員団体に未所属の場合 | | | | | | | | | |
| 中小企業 | 60,000円 | 63,000円 | | | | | | | | | |
| 大企業 | 80,000円 | 83,000円 | | | | | | | | | |

【STEP 01】 申請書類の準備(2_年会費割引)

- 「①中小企業割引」については、次のとおりです。
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

| | 実施事項 | 備考 |
|-------------|---|----|
| 2 (じゅんぎ) | <p>①中小企業割引(中小割) 中小企業の割引適用を希望する場合は、中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」(製造業)(リンク)に照らし、資本金を証明する資料(証明方法1)、従業員数を証明する資料(証明方法2)の、<u>いずれか</u>を選択し、資料を準備してください。</p> <p>証明方法1: 資本金を証明する場合 →P8(①)へ</p> <p>証明方法2: 人数を証明する場合 →P8(②)へ</p> | |

実施事項

備考

2
(しゅ)
(ぎ)

【①中小企業割引(中小割) 証明方法1】 ……資本金を証明する
 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社であることを証明するために
 以下の書類のいずれか1つを提出してください。

| 提出書類名(いずれか1つ) | 備考 |
|---------------------|--|
| 履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) | 発行日より3か月以内のもの |
| 決算書 | 直近のもので決算期、資本金の額がわかるもの 表紙に法人名の記載があり特定できるもの |

【②中小企業割引(中小割) 証明方法2】 ……人数を証明する
 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であることを証明する
 ために、**様式5** と、下の書類(1つ)を準備してください。
 (上記のPDFは1つのファイルにまとめてください)

様式5 従業員数証明書

+

| 提出書類名(いずれか1つ) | 備考 |
|--------------------------|-------------|
| 労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書(写) | 直近で省庁提出済の写し |
| 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写) | |

※個人事業主の証明方法は、②のみとなります。

- 「**②正会員団体に所属する場合の割引**」については、次のとおりです。
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

| | 実施事項 | 備考 |
|-----------|--|---|
| 2 (つぎ) | <p>②正会員団体に所属する場合の割引(団体割)</p> <p>JAIMの正会員の製造業団体に加入している法人・事業所で、年会費割引を希望する場合は、Web上で加入している団体名を選択してください。</p> <p>団体名を選択すると、加入している団体によっては、証明書をPDFで提出していただきます。PDFの提出が不要な団体もあります。</p> <p>＜団体割適用確認方法＞ 御所属先の団体が団体割対象かどうかは、下記リンクから御確認いただけます。こちらのリストに掲載されている団体に所属している事業者は、団体割を御利用いただくことができます。 証明書の要否についても併せてこちらからご確認ください。 正会員団体に所属する場合の割引(団体割)が適用となる団体一覧</p> | <p>様式・テンプレート・書き方見本 賛助会員入会 一般社団法人工業製品製造技能人材機構 (JAIM)</p> <p>関係情報・参考資料</p> <p>正会員団体の団体割適用確認方法一覧</p> <p>正会員団体に所属する場合の割引(団体割)が適用となる団体一覧</p> |

● **様式2・3・4、年会費割引の資料の準備が終わったら、Webページ(こちら)で手続してください。**

| | 実施事項 | 備考 |
|---|---|----|
| 1 | <p>はじめに入会手続前の準備ページの内容をよく読み確認してください。</p> <div data-bbox="155 585 663 892"> <p>賛助会員入会手続前の準備</p> <p>入会手続は、事業所(工場など)1か所につき1件です。</p> <p>本ページは、一般社団法人工業製品製造技術人材機構に、新規申請をする事業所(工場)を対象としています。</p> <p>すでに、申請を行っている事業所(名簿掲載前の事業所も含む)は、ウェブページ から、情報の追加・更新をお願いします。</p> <p>申請前以下全て確認・ご準備ください。全てのチェックが完了すると、申請へ進むことができます。</p> <p><input type="checkbox"/> 既に申請をしている事業所(工場)ではありません。また同一法人内の複数の事業所で申請する場合、それぞれの事業所ごとに、複数回の手続を行う必要があることを確認しました。</p> <p>すでに、申請を行っている事業所(名簿掲載前の事業所も含む)は、ウェブページ から、情報の追加・更新をお願いします。</p> <p>また入会手続は、事業所(工場など)1か所につき1件の申請が必要です。</p> <p>例えば、3つの事業所で受入れを行う場合には、3件の申請が必要です。</p> </div> <div data-bbox="683 585 1170 963"> <p><input type="checkbox"/> 特定技能外国人材が従事可能な事業所は、予め指定された受入れ分野において該当製造品を製造する事業所であり、事業所で特定技能外国人材が従事する(予定の)日本標準産業分類の番号を確認しました。</p> <p>指定された受入れ分野とは</p> <p>特定技能外国人材を受け入れる事業所が、日本標準産業分類に掲げる業種のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 半分業・小分業に該当する場合は、その以下の細分類を含むものとします。例、海外渡航がある場合はその範囲内に準じます。 ※ 特定技能外国人材が従事できるのは、一般社団法人工業製品製造技術人材機構に申請した日本標準産業分類に該当する製造品製造工程に限り、申請時に行っていない日本標準産業分類の製造工程に特定技能外国人材が従事することは認められません。 <p>対象となる産業分類一覧はこちらで確認できます。</p> <p>対象となる産業分類一覧</p> <p>また、キーワード(例: 貴事業所で製造しているモノなど)を入力して、承認後の対象かどうか検索することも可能です。</p> <p>産業分類検索</p> <p>産業を行っているとは</p> <p>特定技能外国人材が従事する事業所において、産出1単位で産出の表内に掲げるものについて製造品出荷額等が発生していることを指します。</p> </div> <div data-bbox="1191 585 1688 878"> <p><input type="checkbox"/> 必要な書類(様式・テンプレート)を確認し、用意しました。</p> <p>提出に必要な様式・テンプレート、またその書き方等はこちらでご案内しています。</p> <p>申請する事業所や産業分野によって提出する書類が異なります。必ず確認の上、書類を作成・提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> フォームの入力中、一時保存できないことを確認しました。</p> <p>入会申請フォームは、記入途中であっても一時保存することはできません。</p> <p>以下のモデルフォームにて、入力項目を事前に確認いただけますので、ぜひご活用ください。</p> <p>入力項目一覧 (1)</p> <p>全てのチェックが完了すると、申請へ進むことができます。</p> <p>入会申請フォームへ</p> </div> | |

①入会手続にあたっての確認事項を読み、チェックをしてください。

● 事業所で特定技能外国人が従事する産業について証明書をアップロードしてください。

| | 実施事項 | 備考 |
|--|------|----|
|--|------|----|

3 事業所で特定技能外国人が従事する産業の日本標準産業分類を選択し、入会申込証明書類をアップロードしてください。

(Webページの画面イメージ)

事業所で特定技能外国人が従事する産業の日本標準産業分類 (複数選択可)

事業所で特定技能外国人が従事する産業

- 11 繊維工業
- 141 バルブ製造業
- 1421 洋機製造業
- 1422 板機製造業
- 1423 機械すき板製造業
- 1431 漆工機製造業 (印刷用機を除く)
- 1432 段ボール製造業
- 144 紙製品製造業
- 145 紙製容器製造業
- 149 その他のバルブ・紙・絶加工機製造業
- 15 印刷・刷版工業
- 18 グラスチック製品製造業
- 2123 コントラクト製紙製造業
- 2142 食卓用・ちゅうろ用肉組機製造業
- 2143 肉組機製造業
- 2194 餅製製造業 (中子を含む)
- 2211 糺紙による製紙業
- 2212 糺紙による製紙業
- 2221 製糖・製糖関連業
- 2221 熱間圧延業 (鋼管、伸鉄を除く)
- 2222 冷間圧延業 (鋼管、伸鉄を除く)
- 2234 鋼管製造業
- 225 鉄条形材製造業
- 2291 鉄鋼シート製造業
- 2299 他に分類されない製鋼業 (ただし、鉄粉製造業に限る)

- 225 洋鉄金属条形材製造業
- 2422 機械刃物製造業
- 2424 作業工具製造業
- 2431 配管工用耐腐食品製造業 (バルブ、コックを除く)
- 2441 鉄骨製造業
- 2443 金属製ワッシャー・ドア製造業
- 2446 製缶製金業 (ただし、高圧ガス用溶接容器・バルブ溶接製造業に限る)
- 245 金属条形材製造業
- 2461 金属製品造業
- 2462 溶融めっき業 (表面処理鋼材製造業を除く)
- 2464 電気めっき業 (表面処理鋼材製造業を除く)
- 2465 金属熱処理業
- 2469 その他の金属表面処理業 (ただし、アルミニウム腐蝕防止処理業に限る)
- 248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 2499 他に分類されない金属製品製造業 (ただし、ドラム缶製造業に限る)
- 25 はん用機械器具製造業 (ただし、2591 溶火器具・溶火装置製造業を除く)
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業 (ただし、274 医療用機械器具・医療用品製造業及び276 武器製造業を除く)
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業 (ただし、2922 内燃機関電機製造業を除く)
- 30 情報通信機械器具製造業
- 3295 工業用機具製造業
- 3299 他に分類されないその他の製造業 (ただし、RPP製造業に限る)
- 484 こん包業

※特定技能外国人が従事する(予定の)日本標準産業分類の番号をすべて選択してください。

入会申込み証明書類 (テンプレート)

必須

ファイル 1: [ファイルを選択](#)

ファイル 2: [ファイルを選択](#)

ファイル 3: [ファイルを選択](#)

※ 証明書類は、「テンプレート」を必ず用いて作成・提出してください。
 なお、証明書類が複数ある場合には、1つのPDFファイル (8MB以内) にまとめてください。
 ※ 複数のアップロード枠 (ファイル1~3) がありますが、ファイル2,3は再申請の際に利用するものです。初回の申請では、全て一つのファイルにまとめてファイル1にのみアップロードしてください。
 ※ 再申請の際は、不要なファイルは削除してください。
 ※ 証明書類の内容および作成方法については、業種別の「書き方見本ファイル」を参照してください。

【STEP 02】 JAIM入会申請(4_登録支援機関情報)

- 登録支援機関の活用予定等について入力してください。

| | 実施事項 | 備考 |
|---|--|----|
| 4 | <p>登録支援機関の活用予定等について選択、入力してください。</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p> <div data-bbox="323 582 1535 1136"><h3>登録支援機関情報</h3><hr/><p>登録支援機関の活用予定 必須</p><p>登録支援機関の活用予定について</p><ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="radio"/> 登録支援機関を活用しない（活用する場合は、後日申し出予定）<input type="radio"/> 登録支援機関の活用を予定しているが、現時点では契約していない（後日、申し出予定）<input type="radio"/> 登録支援機関を活用する（以下の情報を記入）<hr/><p>申出事項 必須</p><p>特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第4号 のイからワのいずれにも該当しないことをご確認の上、チェックをしてください。</p><p><input type="checkbox"/> 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第4号イからワのいずれにも該当しないことを申し出る</p></div> | |

【STEP 02】 JAIM入会申請(5_様式2・3・4の登録)

● **様式2・3・4、年会費割引の資料のアップロード、規程等の確認✓をしてください。**

| | 実施事項 | 備考 |
|---|--|--|
| 5 | <p>「様式2・3・4」のアップロードと、「規程類」の確認✓をしてください。</p> <div data-bbox="165 449 787 1270"> <p>各種誓約</p> <p>特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた 工業製品製造業共通行動規範に係る誓約書 様式2</p> <p>賛助会員入手続にあたり、特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範を遵守することを誓約し、ここに誓約書提出します。 様式2_特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範に係る誓約書</p> <p>ファイルを選択 <input type="button" value="←"/></p> <hr/> <p>反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書 様式3</p> <p>賛助会員入手続にあたり、反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約内容を確認し、ここに誓約書提出します。 様式3_反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書</p> <p>ファイルを選択 <input type="button" value="←"/></p> <hr/> <p>生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書 様式4</p> <p>賛助会員入手続にあたり、生産性向上及び国内人材確保のための取組を実施することを誓約し、ここに誓約書提出します。 様式4_生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書</p> <p>ファイルを選択 <input type="button" value="←"/></p> <hr/> <p>規程類の確認</p> <p>賛助会員入退会規程 様式5</p> <p>賛助会員入退会規程</p> <p><input type="checkbox"/> 賛助会員入手続にあたり、賛助会員入退会規程を確認しました <input type="button" value="←"/></p> <hr/> <p>賛助会員会費規程 様式6</p> <p>賛助会員会費規程</p> <p><input type="checkbox"/> 賛助会員入手続にあたり、賛助会員会費規程を確認しました <input type="button" value="←"/></p> </div> | <p>① 「ファイルを選択」から、それぞれの様式をアップロードする</p> <p>② 規程を確認し、□に✓をいれる</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p> |

【STEP 02】 JAIM入会申請(6_年会費関連)

- 年会費の金額確定のため、割引の選択・資料アップロードを行ってください。

| 実施事項 | 備考 |
|------|----|
|------|----|

- 6 年会費の確定のため、「中小企業割引」の選択・「正会員団体に所属する場合の割引適用」の選択をし、希望する場合はそれぞれ資料をアップロードしてください。

(Webページの画面イメージ)

The screenshot shows a web form with the following sections:

- 中小企業割引の選択**
 - Link: 中小企業・小規模企業者の定義 | 中小企業庁
 - Radio buttons: 中小企業の割引適用を希望する (証跡を提出する) / 中小企業の割引適用を希望しない
 - Section: 資本金確認書類または人数確認書類 (必須)
 - Text: 様式5_従業員数証明書
 - Button: ファイルを選択
- 正会員団体に所属する場合の割引適用**
 - Radio buttons: 正会員団体に所属しており割引適用を希望する / 正会員団体所属の割引適用を希望しない
 - Section: 加入している団体名 (必須)
 - Text: 貴社が加入している団体名を入力して検索してください。(部分一致検索可)
 - Text: 加入している団体名を入力して「上記ワードで加入団体名を検索」をクリック
 - Text: 上記ワードで加入団体名を検索
 - Text: 団体名
 - Text: 加入団体名が選択されていません
- 会員証 (必須)**
 - Button: ファイルを選択

① 中小企業割引の希望有無を選択する

② 中小企業割引を希望する場合、「ファイルを選択」から資本金確認書類または従業員数証明書類をアップロードする

③ 正会員団体割引の希望有無を選択する

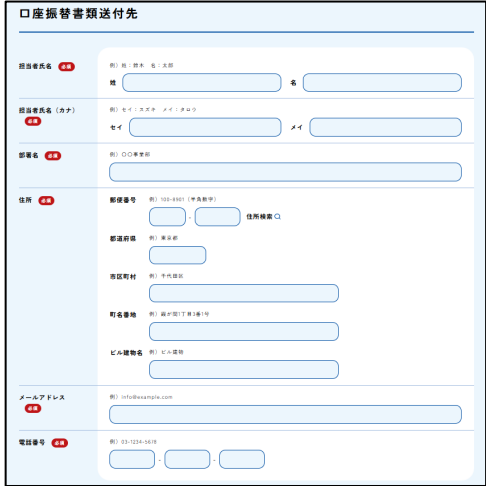
④ 正会員団体割引を希望する場合、貴事業所が加入している団体名を検索・選択する

⑤ (加入している団体名の下に「ファイルを選択」ボタンが現れた場合のみ) 団体から指定されている証跡をアップロードする

- 正会員団体割引選択後に「※選択した団体では証明書の提出は必要ありません。「次へ」を押して進んでください。」と表示された場合、証跡のアップロードは不要です。
- 2つとも「希望しない」を選択した場合は、「ファイルを選択」ボタンは出現せず、次に進めます。


【STEP 02】 JAIM入会申請(7_送付先情報)

- 年会費支払手続のための登録を行ってください。
- 口座振替書類の郵送先や、請求書のメール送付先等を入力してください。
- 支払方法は、入会初年度は銀行振込、次年度以降は口座振替となります。

| | 実施事項 | 備考 |
|---|---|--|
| 6 | <p>口座振替書類を事務局より郵送しますので、送付先情報を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none">• 担当者氏名• 部署名• 住所• メールアドレス• 電話番号 <p>(Webページの画面イメージ)</p> |  |
| | <p>年会費の請求書送付先の情報も入力してください。 (請求書はメールにてPDFでの送付となります。郵送は行いません。)</p> <p>※キャリアメール(@docomo.ne.jp、@ezweb.ne.jp、@softbank.ne.jp等)は、JAIMからの請求書が届かない場合があります。PCメールやGmail等の御登録をお願いいたします。</p> | |

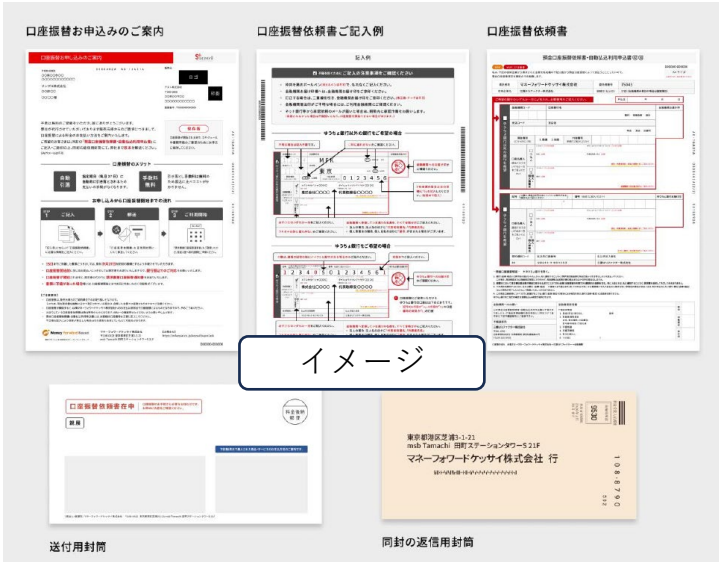
【STEP 03】 年会費の支払(1_初年度分)

- 請求書を受け取ったら、指定の期日までに年会費の支払手続きを行ってください。
(期日までに年会費の支払がない場合は、入会手続きは取り消すものとなります)
- 年会費の支払は、初年度分は銀行振込となります。振込手数料は、賛助会員の御負担となります。
(会費請求通知日が属する月が1~3月の場合は、入会初年度分の月割の年会費とあわせて翌年度分の年会費(1年分)を合算してのお支払をお願いいたします。)

| | 実施事項 | 備考 |
|---|--|---|
| 1 | <p>前頁にて登録した『請求書送付先』及び法人情報ページで登録した『担当者メールアドレス1・2』に、メールにて入会初年度分の請求書(PDF)を送付いたします。 指定の期日までに、指定口座に銀行振込を行ってください。</p> <p>※会費徴収を委託しているマネーフォワードケッサイ株式会社 (ドメイン: @mfkessai.co.jp のメールアドレス)より、請求書を送付いたします。 また、添付ファイル付きメールやHTMLメールの受信を拒否している場合は、 設定を解除いただくようお願いいたします。</p> <p>※紙の請求書の郵送は行いません。</p> | <p>(請求書イメージ)</p>  |

【STEP 03】 年会費の支払(2_翌年度(口座振替))

- 口座振替の手続書類が、後日郵送されますので、必ず受け取って記入・押印・返送をお願いします。

| | 実施事項 | 備考 |
|---|--|----|
| 2 | <p>登録した口座振替書類送付先に、会費徴収を委託している事業者より、口座振替依頼書一式が郵送されます。</p> <p>(委託先： マネーフォワードケッサイ株式会社)</p> <p>1か月以内に同封の返信用封筒にて返送してください。 返送後、金融機関との口座振替の手続には通常1～2か月程度かかります。 ※次年度分の年会費から口座振替を行います。初年度分の引落しはされません。</p>  | |

- 手続は完了です。
- 貴事業所からのお振込を確認次第、順次JAIM HP上で賛助会員名簿(https://www.jaim-skill.or.jp/about/?stt_lang=ja#register)に掲載されます。(年会費の支払をもって名簿に掲載されます)

注意事項

- [賛助会員入退会規程](#)に基づき、初年度年会費のお支払期限を1か月以上過ぎても入金確認がとれない場合は、入会申請取消扱いとさせていただきます。
- 賛助会員が本法人の会員でなくなった場合等理由の如何を問わず、一度納付した賛助会員年会費の払戻は行いません。

(参考)資格更新手続について

- 賛助会員の資格更新手続については、毎年1月頃に実施予定です。(年会費は2月27日に口座振替にてお支払いただきます)
- 2026年度更新手続に関して、以下のURLから確認できます。
https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry-member/annual_renewal_manual.pdf

2. よくある御質問(1)

Q1 特定技能外国人を雇う事業所は、必ずJAIMへの入会が必要なのですか？

A1 そのとおりです。

Q2 JAIMへの入会は、事業所(工場)単位ですか？法人単位ですか？

A2 事業所(工場)単位です。ただし、会費額の決定に係る部分のみ法人単位の規模を確認します。

Q3 協議会構成員でしたが、特定技能外国人の雇用が無かったためJAIMに情報移行手続きのみ行っていました。改めてJAIMに入会を希望する場合には、どのような手続きが必要ですか？

A3 相談窓口まで御連絡ください。詳細を御案内いたします。
[お問い合わせ | 一般社団法人工業製品製造技能人材機構\(JAIM\)](#)

Q4 入管庁への在留諸申請時には、なにを提出すればよいのですか？

A4 JAIMの賛助会員名簿を御提出ください。

2. よくある御質問(2)

Q5 入会初年度の年会費がいくらになるか教えてください。

A5 入会月(JAIMIにて貴事業所の入会審査が終了し、会費請求通知日が属する月)によって異なります。具体的な金額は、[賛助会員会費規程](#)を御確認ください。

Q6 入会後に、外国人材の雇用が無くなった場合に休会することはできますか？

A6 休会制度は設けておりません。
一度入会し、会費をお支払いただきましたら、その後1年毎の会費支払や生産性向上及び国内人材確保のための取組等、賛助会員として定められた条件を満たしていただくことで御継続いただけます。特定技能外国人の雇用予定が無い場合は退会も可能ですが、特定技能外国人を雇用する際には必ずJAIMへの入会が必要となります。ただし入会審査には2～3か月を要する見込みですので、受入れ開始まで許容できるリードタイムが発生する旨、御承知おきください。

Q7 近々で特定技能外国人を雇用する予定はないのですが、特定技能制度の最新情報は知りたいです。

A7 制度等の最新情報をメール等で御案内する無料サービスを設ける予定です。
2025年9月更新:メルマガサービスの登録を開始いたしました。登録は任意で、会費等はおかかりません。登録を御希望の方は、以下のURLよりお願いいたします。
<https://www.jaim-skill.or.jp/subscribe/>

2. よくある御質問(3)

Q8 中小企業割引を希望します。証明方法が2パターンありますが、どちらの証明方法が簡単ですか？

A8 各事業所の御事情等によって異なると考えられます。当資料とともに、自社の総務・人事部門の方に相談いただくことをお勧めいたします。

Q9 正会員団体割引を希望します。適用となる業界団体名はどこを確認すればわかりますか？

A9 正会員団体割引の申請画面で、業界団体名を検索することができます。また、JAIM HPから確認することも可能です。御不明な場合は、一度、相談窓口にお問い合わせください。

Q10 年会費の支払は、入会2年目以降も口座振替ではなく銀行振込としたいのですが、可能ですか？

A10 賛助会員会費規程により、口座振替とさせていただいています。御理解・御協力をお願いいたします。

3. お問い合わせ先

一般社団法人工業製品製造技能人材機構 相談窓口

以下のページより連絡先を御確認のうえ、メール又はお電話で御連絡ください。
[お問い合わせ | 一般社団法人工業製品製造技能人材機構\(JAIM\)](#)

※ 対応日時: 10時00分～17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)

メールでお問合せの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。

【件名】JAİMに関する問合せ

- ①企業名
- ②住所
- ③電話番号
- ④氏名(ふりがな)
- ⑤問合せ内容

4. (参考)賛助会員の年会費

| 年会費(年額) | ① 正会員団体に所属する場合 ※1 | ②正会員団体に未所属の場合 |
|---------|----------------------|---------------|
| 中小企業 | 60,000円 | 63,000円 |
| 大企業 | 80,000円 | 83,000円 |

※1：賛助会員から申請があった場合、正会員団体に対して当該賛助会員の社名および所在地を提供し、所属の確認を行うことがある。

入会初年度について

①賛助会員が、正会員団体に所属する場合

②正会員団体に未所属の場合

| 会費請求通知日が属する月 | 中小企業 | 大企業 |
|--------------|---------|---------|
| 4月 | 60,000円 | 80,000円 |
| 5月 | 55,000円 | 73,340円 |
| 6月 | 50,000円 | 66,670円 |
| 7月 | 45,000円 | 60,000円 |
| 8月 | 40,000円 | 53,340円 |
| 9月 | 35,000円 | 46,670円 |
| 10月 | 30,000円 | 40,000円 |
| 11月 | 25,000円 | 33,340円 |
| 12月 | 20,000円 | 26,670円 |
| 1月※2 | 15,000円 | 20,000円 |
| 2月※2 | 10,000円 | 13,340円 |
| 3月※2 | 5,000円 | 6,670円 |

| 会費請求通知日が属する月 | 中小企業 | 大企業 |
|--------------|---------|---------|
| 4月 | 63,000円 | 83,000円 |
| 5月 | 57,750円 | 76,090円 |
| 6月 | 52,500円 | 69,170円 |
| 7月 | 47,250円 | 62,250円 |
| 8月 | 42,000円 | 55,340円 |
| 9月 | 36,750円 | 48,420円 |
| 10月 | 31,500円 | 41,500円 |
| 11月 | 26,250円 | 34,590円 |
| 12月 | 21,000円 | 27,670円 |
| 1月※2 | 15,750円 | 20,750円 |
| 2月※2 | 10,500円 | 13,840円 |
| 3月※2 | 5,250円 | 6,920円 |

※2：1月～3月に入会する者は、上記の入会初年度分の年会費とあわせて翌年度分の1年分年会費を合算して支払うものとする。